

◆ 第三部 ◆ 国際規律と国家の主権

船舶・航空機に対する攻撃等への対処を、慣習国際法上の自衛権に依拠して「マイナー自衛権」と説明する⁽³³⁾。政府は、「武力の行使」という憲法上の概念ではなく、「比較的容易に新規立法等でその対象範囲が拡大」しうる「武器の使用」という概念によって現実の要請に応じてきたが、同時にマイナー自衛権を広く認める思考があり、それは集団的自衛権にも当てはまるとみられる⁽³⁴⁾。

武力攻撃予測事態において、日本に対し武力攻撃等を企図する組織等が、米軍への支援活動中の自衛隊に対し、情報収集や妨害工作を行うことも予想される⁽³⁵⁾。武力攻撃予測事態では、自衛隊は、武力行使はできないが武器使用は許される。それが憲法上の「武力の行使」には該当しないとしても、国際法上は他国からの攻撃を免れるとはいえない⁽³⁶⁾。公海上で日本の艦船に対して組織的・計画的な武力行使がなされるに至れば、自衛隊は個別的自衛権の行使として米軍と共同対処を行いうる。これは、「個別的自衛権の形式で実質的に集団的自衛権に接近する機会を飛躍的に増大」させるものとされる⁽³⁷⁾。

(32) 浅田編著・前掲書（註5）385-386頁〔浅田〕、小寺ほか編・前掲書（註5）493頁〔森〕。

(33) 浅田正彦「憲法上の自衛権と国際法上の自衛権」村瀬編・前掲書（註26）260頁。

(34) 浅田正彦「日本と自衛権」国際法学会編『日本と国際法の100年 10安全保障』（三省堂・2001年）51-52頁。

(35) 増田好平内閣官房内閣審議官・159回国会参・イラク特委会議録17号31頁。

(36) 真山全「海上中立と後方地域支援」ジュリ1279号（2004年）30頁。

(37) 浦田一郎「政府の集団的自衛権論」杉原泰雄先生古稀記念『二一世紀の立憲主義——現代憲法の歴史と課題』（勁草書房・2000年）261頁。周辺事態との関係性を指摘する山内敏弘『立憲平和主義と有事法の展開』（信山社・2008年）153頁に対し、塚田哲之「自衛隊出動・展開のメカニズム」法時74巻8号（2002年）100頁以下。